

議事要旨(1) 企業会計基準「工事契約に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針「工事契約に関する会計基準の適用指針（案）」について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」について、本日の審議の後、公表を議決する予定であることが説明された。引き続き、豊田主任研究員から前回委員会からの修正点について、主に次のような説明がなされた。

- ・ 前回の委員会で審議されたところから、内容についての変更はなく、表現の変更やより分かりやすくするための説明の追加等を行った。
- ・ 工事進行基準を適用した結果、工事の進行途上において計上される未収入額については、金銭債権として取り扱う旨、明記した。
- ・ 適用時期について、本会計基準は適用する事業年度の期首から適用し、当該事業年度の途中からの適用は認められない旨の記載を追加した。
- ・ 工事損失引当金の繰入額は売上原価に含めることとされているが、本会計基準を適用する最初の事業年度に計上される工事損失引当金繰入額についても同様である旨の記載を追加した。

委員から文案の表現についての指摘があり、修正を行うことで対応する旨の説明が行われた。審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任することを前提として、出席者 13 名全員の賛成により、本会計基準及び本適用指針の公表が承認された。

以 上